

# 議第29号 呉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「国の基準」といいます。）の一部が改正されたこと等から、所要の規定の整備をするものです。

### 【参考】介護医療院について

介護医療院とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です（介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により平成30年4月に新設）。

## 2 国の基準の一部改正の内容等

(1) この度の医療法、臨床検査技師等に関する法律等の一部改正により、医療機関において行う検体検査の精度の確保に関しての基準が創設されるとともに、医療機関から検体検査業務を委託される者（衛生検査所等）の精度管理の基準の見直しや検体検査の分類の見直し等が行われました。

これらを受けて、国の基準について、検体検査の定義の規定（第5条：従うべき基準）及び介護医療院の管理者が検体検査業務を委託する場合に準用される規定（第33条：参酌すべき基準）等の整備がされました。

(2) 介護医療院の管理者が検体検査業務を委託する場合に準用される規定のうち、医療法施行規則から引用する条名の変更はありませんが、検体検査の精度確保に関する基準として、次の事項が追加されました。

ア 遺伝子関連・染色体検査の業務を受託する場合には、受託者が遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の経験を有する医師等を配置することを義務化  
イ 受託者が常備すべき標準作業書（マニュアル）に、検体受領に係る項目を追加し検査・測定作業の手順を明確化するとともに、これに対応する作業日誌及び台帳を作成することを義務化

## 3 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とし、国の基準の改正と同様の改正をします。

### 【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される

ものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

#### 4 施行期日

公布の日